

政令第百九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の九の二第二項第一号中「（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。）」、第七十二条の二十五第九項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。）、「第七十二条の二十五第十項（を「から第十二項まで（これらの規定を」に改める。

第七条の二第一項中「第二十三条第一項第十一号イ又はロ」を「第二十三条第一項第十一号ロ」に改め、同条第二項を削る。

第七条の二の二の見出しを「(ひとり親の範囲)」に改め、同条第一項中「妻」を「配偶者」に、「前条第一項各号」を「前条各号」に、「夫」を「配偶者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第二十三条第一項第十二号イに規定する政令で定める子は、当該年度の初日の属する年の前年(第七条の三の三から第七条の十五の三までにおいて「前年」という。)の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)とする。

第七条の三を次のように改める。

第七条の三 削除

第七条の十三の四を次のように改める。

(雑損控除額の控除の対象となる雑損失の金額の計算)

第七条の十三の四 法第三十四条第一項第一号の規定を適用する場合において、同号に規定する資産について受けた損失の金額は、当該損失を生じた時の直前におけるその資産の価額(その資産が次の各号に掲げる資産である場合には、当該価額又は当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額)を基礎

として計算するものとする。

一 所得税法第三十八条第二項に規定する資産（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が次に掲げる資産である場合には、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

イ 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産 所得税法第六十一条第三項の規定

ロ 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつて
いる建物 同条第二項の規定

ハ 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権を有する者がその後において取得した当該配偶者居住権の目的となつていた建物 所得税法施行令第百六十九条の二第七項の規定

二 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権 当該損失の生じ

た日に当該配偶者居住権の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該配偶者居住権の取得費とされる金額に相当する金額

三 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつてい
る建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用
する権利 当該損失の生じた日に当該権利の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した
場合に当該権利の取得費とされる金額に相当する金額

第七条の十五第一号中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二
号中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の二各号中「第三十四条第八項第二号ニ」を「第三十四条第七項第二号ニ」に改める。

第七条の十五の三第一項中「同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第二項中「同条第
八項第三号」を「同条第七項第三号」に改め、同条第三項中「同条第八項第四号」を「同条第七項第四号」
に改める。

第七条の十五の四第二号中「第三十四条第八項第三号」を「第三十四条第七項第三号」に改める。

第七条の十五の五第一号中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二号中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の八中「第三十四条第八項第一号」を「第三十四条第七項第一号」に改める。

第七条の十五の九第一項中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二項中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改め、同条第三項中「第三十四条第八項第二号ニ」を「第三十四条第七項第二号ニ」に改め、同条第四項中「第三十四条第八項第三号ロ」を「第三十四条第七項第三号ロ」に改める。

第七条の十五の十中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改め、同条第二号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

第七条の十五の十一中「第三十四条第八項第一号ニ」を「第三十四条第七項第一号ニ」に改める。

第七条の十五の十二中「第三十四条第八項第四号」を「第三十四条第七項第四号」に改め、同条第一号中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二号中「第三十四条第八項第一号ロ」を「第三十四条第七項第一号ロ」に改め、同条第三号中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三

十四条第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の十三中「第三十四条第八項第四号ハ」を「第三十四条第七項第四号ハ」に改める。

第七条の十五の十四中「第三十四条第八項第六号ロ」を「第三十四条第七項第六号ロ」に改め、同条第三号中「第十一条第一項第十号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

第七条の十六中「第三十四条第十項」を「第三十四条第十項」に改める。

第七条の十六の次に次の一条を加える。

(法第三十七条第一号イの表の政令で定めるひとり親)

第七条の十六の二 法第三十七条第一号イの表の(3)に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち父である者とする。

2 法第三十七条第一号イの表の(4)に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち母である者とする。

第九条の六の二第二項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に改める。

第十一条の二中「第六条第三項」を「第六十条第三項」に改める。

第二十条の二の十三中「第九条の三の二第七項」の下に「（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加える。

第二十条の二の十四中「第九条の六の四第四項」の下に「（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加える。

第二十条の二の十五中「によつて」を「により」に改める。

第二十条の二の二十五第一項中「第七十二条の二第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「第二十条の二の十八」を「第二十条の二の十九」に改め、同条第二項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改め、同条第三項中「第七十二条の二第一項第一号」の下に「及び第三号」を加え、同条第四項中「同項第一号」の下に「及び第三号」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項の外国法人」を「前項の外国法人」に、「第二十条の二の二十五第三項」を「第二十条の二の二十六第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の三項を加える。

6 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。次項において同じ。）と同条第一項第三号に掲げる事業とを併せて行う内国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、

当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

7 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同項第三号に掲げる事業とを併せて行う外国法人のそれぞれの事業に係る資本金割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該外国法人の恒久的施設の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

8 第二十条の二の二十第三項から第五項までの規定は、第三項、第四項又は前二項の規定の適用がある場合における第三項及び第六項の事務所又は事業所並びに第四項及び前項の恒久的施設の従業者の数について準用する。

第二十条の二の二十五を第二十条の二の二十六とする。

第二十条の二の二十四第二項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改め、同条を第二十条の二の二十五とする。

第二十条の二の二十三第三項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改め、同条を第二十条の二の二十四とし、第二十条の二の二十二を第二十条の二の二十三とし、第二十条の二の二十一を第二十条の二の二十二とし、第二十条の二の二十を第二十条の二の二十一とする。

第二十条の二の十九第一項中「第二十条の二の十六第一項」を「第二十条の二の十七第一項」に、「第二十条の二の二十三第二項」を「第二十条の二の二十四第二項」に、「第二十一条の八第一項」を「第二十一条の九第一項」に、「第二十条の二の二十五、第二十一条の八」を「第二十条の二の二十六、第二十一条の九」に改め、同条を第二十条の二の二十とし、第二十条の二の十八を第二十条の二の十九とし、第二十条の二の十七を第二十条の二の十八とし、第二十条の二の十六を第二十条の二の十七とする。

第二十条の二の十五の次に次の一条を加える。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の単年度損益の算定の特例）

第二十条の二の十六 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する所得基準額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同項に規定する所得基準額とされた額とする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十八条の九十八第一項に規定する連結所得個別基準額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上同項に規定する連結所得個別基準額とされた額とする。

第二十一条の二の二中「第九条の三の二第七項」の下に「（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加える。

第二十一条の二の三中「第九条の六の四第四項」の下に「（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加える。

第二十一条の三中「によつて」を「により」に改める。

第二十一条の八第一項中「第二十一条の四第一項」を「第二十一条の五第一項」に改め、同条第三項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改め、同条を第二十一条の九とし、第二十条の七を第二十一条の八とし、第二十一条の四から第二十一条の六までを一条ずつ繰り下げる。

第二十一条の三の次に次の一条を加える。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の所得の算定の特例）

第二十一条の四 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する所得基準額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同項に規定する所得基準額とされた額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十八条の九十八第一項に規定する連結所得個別基準額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上同項に規定する連結所得個別基準額とされた額とする。

第二十二條第十号を同條第十一号とし、同條第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同條第六号の次に次の一号を加える。

七 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を利用する電源をいう。以下この号において同じ。）としての価値を有することを証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第九十七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。）であつて、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合（総務省令で定める場合に限る。）における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額

第二十三條第二項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改める。

第三十五条の四の七第一項の表八月の項中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に改める。

第三十五条の十七第一項中「百分の〇・六〇」を「百分の〇・六五」に改める。

第三十九条第四号中「第二百五条第一項第二十二号」を「第二百五条第一項第二十四号」に改める。

第三十九条の九の二第一項中「上欄に掲げる製造たばこ」の下に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第三十九条の十中「漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第七号に掲げる母船式捕鯨業に従事する船舶」を「漁業法第三十六条第一項の許可を受けた船舶であつて母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて漁業に従事する船舶により行ふ漁業をいう。）に従事するもの」に改める。

第四十六条の二第二項中「第二百九十二条第一項第十一号イ又はロ」を「第二百九十二条第一項第十一号ロ」に改め、同条第二項を削る。

第四十六条の二の見出しを「（ひとり親の範囲）」に改め、同条第一項中「妻」を「配偶者」に、「前条第一項各号」を「前条各号」に、「夫」を「配偶者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第二百九十二条第一項第十二号イに規定する政令で定める子は、当該年度の初日の属する年の前年（

第四十六条の三から第四十八条の六の二までにおいて「前年」という。）の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）とする。

第四十六条の二の三を削り、第四十六条の二の四を第四十六条の二の三とする。

第四十八条の七第一項の表第七条の十五第一号の項中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同項第一号イ」に、「第三百十四条の二第八項第一号イ」を「第三百十四条の二第七項第一号イ」に改め、同表第七条の十五第二号の項中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に、「第三百十四条の二第八項第一号ハ」を「第三百十四条の二第七項第一号ハ」に改め、同表第七条の十五の二各号の項中「第三十四条第八項第二号ニ」を「第三十四条第七項第二号ニ」に、「第三百十四条の二第八項第二号ニ」を「第三百十四条の二第七項第二号ニ」に改め、同表第七条の十五の三第一項の項中「同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に、「第三百十四条の二第七項第一号」を「同条第七項第一号」に、「第三百十四条の二第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同表第七条の十五の三第二項の項中「同条第八項第三号」を「同条第七項第三号」に、「第三百十四条の二第八項第三号」を「第三百十四条の二第七項第三号」に改め、同表第七条の十五の三第三項の項中

「同条第八項第四号」を「同条第七項第四号」に、「第三百十四条の二第八項第四号」を「第三百十四条の二第七項第四号」に改め、同表第七条の十五の四第二号の項中「第三十四条第八項第三号」を「第三十四条第七項第三号」に、「第三百十四条の二第八項第三号」を「第三百十四条の二第七項第三号」に改め、同表第七条の十五の五第一号の項中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に、「第三百十四条の二第八項第一号イ」を「第三百十四条の二第七項第一号イ」に改め、同表第七条の十五の九第四項の項中「第三百十四条の二第八項第一号ハ」を「第三百十四条の二第七項第一号ハ」に改め、同表第七条の十五の十二第一号の項中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に、「第三百十四条の二第八項第一号イ」を「第三百十四条の二第七項第一号イ」に改め、同表第七条の十五の十二第二号の項中「第三十四条第八項第一号ロ」を「第三十四条第七項第一号ロ」に、「第三百十四条の二第八項第一号ロ」を「第三百十四条の二第七項第一号ロ」に改め、同表第七条の十五の十二第三号の項中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第

第四十八条の十二の二第二項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に改める。

第四十九条の三及び第四十九条の四を削り、第四十九条の二の二を第四十九条の四とする。

第四十九条の二（見出しを含む。）中「第三百四十三条第七項」を「第三百四十三条第八項」に改め、同条を第四十九条の三とする。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（法第三百四十三条第五項の所有者の探索の方法）

第四十九条の二 法第三百四十三条第五項に規定する政令で定める方法は、固定資産の所有者の住所及び氏名又は名称その他の当該固定資産の所有者の存在を明らかにするために必要な情報（第二号から第四号までにおいて「所有者情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

- 一 当該固定資産（償却資産を除く。）の登記事項証明書の交付を請求すること。
- 二 当該固定資産の使用者と料料される者その他の当該固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者であつて総務省令で定めるものに対し、当該所有者情報の提供を求めること。

三 第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他の前二号の措

置により判明した当該固定資産の所有者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されていると思料される住民基本台帳、登録原票（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第三十三条の規定により法務大臣に送付された同法附則第十七条第一項に規定する登録原票をいう。次号において同じ。）、法人の登記簿その他の総務省令で定める書類を備える市町村の長、出入国在留管理庁の長である出入国在留管理庁長官又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る所有者情報の提供を求めること。

四 登記名義人等が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該固定資産の所有者と思料される者が記録されていると思料される戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票、登録原票、法人の登記簿その他の総務省令で定める書類を備える市町村の長、出入国在留管理庁の長である出入国在留管理庁長官又は登記所の登記官に対し、当該固定資産に係る所有者情報の提供を求めること。

五 前号の措置により判明した当該固定資産の所有者と思料される者が個人である場合には、当該個人又

は官公署に対して、当該固定資産の所有者を特定するための書面の送付その他の総務省令で定める措置をとること。

第五十一条の十七を削る。

第五十二条（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二項」を「第三百四十九条の三第一項」に改める。

第五十二条の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三項」を「第三百四十九条の三第二項」に改める。

第五十二条の二の二の見出し及び同条第一項中「第三百四十九条の三第四項」を「第三百四十九条の三第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第三百四十九条の三第三項に規定する国の補助金又は交付金で政令で定めるものは、五百万円以上の国の補助金又は交付金とする。

第五十二条の二の二に次の一項を加える。

3 法第三百四十九条の三第三項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で

政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百三十万円以上のものとする。

第五十二条の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十項」を「第三百四十九条の三第九項」に改める。

第五十二条の三の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十項」を「第三百四十九条の三第十項」に改める。

第五十二条の三の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十二項」を「第三百四十九条の三第十一項」に改める。

第五十二条の五（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十三項」を「第三百四十九条の三第十二項」に改める。

第五十二条の五の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十四項」を「第三百四十九条の三第十三項」に改める。

第五十二条の六（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十五項」を「第三百四十九条の三第十四項」に改める。

第五十二条の八（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十六項」を「第三百四十九条の三第十五項」に改める。

第五十二条の九（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十七項」を「第三百四十九条の三第十六項」に改める。

第五十二条の十の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十八項」を「第三百四十九条の三第十七項」に改める。

第五十二条の十の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十九項」を「第三百四十九条の三第十八項」に改める。

第五十二条の十の四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十項」を「第三百四十九条の三第十九項」に改める。

九項」に改める。

第五十二条の十の五（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十一項」を「第三百四十九条の三第二十二項」に改める。

第五十二条の十の六（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十二項」を「第三百四十九条の三第二十三項」に改める。

第五十二条の十の七（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十三項」を「第三百四十九条の三第二十四項」に改める。

第五十二条の十の八（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十五項」を「第三百四十九条の三第二十六項」に改める。

第五十二条の十の九（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十六項」を「第三百四十九条の三第二十七項」に改める。

第五十二条の十の十（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十一項」を「第三百四十九条の三第三十二項」に改める。

第五十二条の十の十一（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十二項」を「第三百四十九条の三第三十一項」に改める。

第五十三条の二第一項中「上欄に掲げる製造たばこ」の下に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第五十四条の十八第二項第四号中「株式会社日本政策金融公庫法」の下に「（平成十九年法律第五十七号）」を加える。

第五十四条の二十第二号を次のように改める。

二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第一項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う同法第二条第四項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第一項に規定する生鮮食料品等を保管する施設で総務省令で定めるもの

第五十四条の三十四第一項第三号中「第三百四十三条第七項」を「第三百四十三条第八項」に改める。

第五十六条の二十九第二号を次のように改める。

二 卸売市場法第四条第一項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う

同法第二条第四項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第一項に規定する生鮮食料品等を保管する施設で総務省令で定めるもの

第五十六条の八十八の二第一項中「六十一万円」を「六十三万円」に改め、同条第三項中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「五十一万円」を「五十二万円」に、「二十八万円」を「二十八万五千元」に改め、同条第二項第二号口中「二十八万円」を「二十八万五千元」に改め、同号八中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

第五十七条の二中「第四号に」を「第七号に」に改め、同条の表第五十七条の五の二第四号の項中「第五十七条の五の二第四号」を「第五十七条の五の二第七号」に改める。

第五十七条の二の二第一号中「第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第五十七条の二の七第一項の表八月の項及び同条第二項中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に改め、同条第三項中「第三十五条の四の六第三項」を「第三十五条の四の七第

三項」に改める。

第五十七条の五の二第五号を同条第八号とし、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 利子等に係る道府県民税

四 特定配当等に係る道府県民税

五 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

第五十八条中「同条第五項第十号」を「同条第六項第十号」に改める。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に、「附則第三条の二第一項」を「附則第三条の二第四項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における還付加算金の額の計算において、還付加算金特例基準割合が年〇・一パーセント未満の場合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第三条の二の二第一項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第六条の二第二項中「第二十条の二の二十一第一号」を「第二十条の二の二十二第一号」に改め、同条第四項中「第七十二条の二第一項第一号イ」の下に「又は第三号イ」を加え、同条第五項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第十九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十一項」に、同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第九条第二十三項」を「附則第九条第二十二項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第六条の十一第一項中「百分の〇・六〇」を「百分の〇・五五」に改める。

附則第七条第十一項を削り、同条第十二項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第十項」に改め、「農業近代化資金融通法」の下に「（昭和三十六年法律第二百二号）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十一条第十一項に」を「附則第十一条第十項に」に改め、同項第一号中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十一条

第十二項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十一条第十三項に規定する契約」を「附則第十一条第十二項に規定する契約」に改め、同項第一号中「附則第十一条第十三項第一号」を「附則第十一条第十二項第一号」に改め、同項第二号中「附則第十一条第十三項に」を「附則第十一条第十二項に」に改め、同号イ中「附則第十一条第十三項第二号」を「附則第十一条第十二項第二号」に改め、同号ロ中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同号ハ(1)中「附則第十一条第十三項第二号ハ」を「附則第十一条第十二項第二号ハ」に改め、同号ハ(2)中「附則第十一条第十三項第二号ニ」を「附則第十一条第十二項第二号ニ」に改め、同号ニ中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「附則第十一条第十三項第一号イ」を「附則第十一条第十二項第一号イ」に改め、「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「附則第十一条第十三項第一号イ」を「附則第十一条第十二項第一号イ」に改め、同項を同条

第十八項とし、同条第二十項中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地の」を「附則第十一条第十四項に規定する低未利用土地の」に改め、同項第一号中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に、「第百九条の六第二項第五号」を「第百九条の十五第二項第五号」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改め、同項第二号中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に、「第八十一条第十項」を「第八十一条第十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とする。

附則第九条の二第一項中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十四項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十六項」を「附則第七条第十五項」に改める。

附則第十条第四項の表第九十三条第五項の項中「利子税」を「利子税の」に、「延滞金」を「延滞金の」

に改め、同項の次に次のように加える。

第九十六条第一項	利子税等（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。次項において同じ。）	延滞金
	計算した割合及び加算した割合（平均貸付割合及び延滞税特例基準割合を除く。）	計算した割合

附則第十条第四項の表第九十六条の項中「第九十六条」を「第九十六条第二項」に改め、「（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。）」を削る。

附則第十条の二の二第七項中「又は装置」を削り、同項の表電気供給業の項を削る。

附則第十一条第九項中「大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条各号」に、「大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに」を「南

海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）並びにこれらに」に改め、同条第二十一項及び第二十二項を削り、同条第二十三項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を削り、同条第二十八項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十八項」に、「同条第三十項」を「

同条第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項第一号中「第三十三項第一号」を「第三十項第一号」に改め、同項第二号中「第三十三項第二号」を「第三十項第二号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十七項及び第三十八項を削り、同条第三十九項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第四十六項」に規定する特定電気通信設備」を「附則第十五条第四十項に規定する特定電気

通信設備」に改め、同項第一号中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項第一号中「とする」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十一項」に、「同条第四十七項」を「同条第四十一項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十二項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第五十項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条に次の七項を加える。

45 法附則第十五条第四十五項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）

- 二 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

三 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

四 森林組合又は森林組合連合会

五 協業組合又は出資組合である商工組合

46 法附則第十五条第四十五項に規定する資金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金 政府又は都道府県の利子補給に係るもの

二 漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金 政府又は都道府県の利子補給に係るもの

三 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金 同法第三条第一項又は第二項の規定による政府の助成に係るもの（林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入に必要なものを除く。）

四 沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金 沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第三号

から第六号まで、第九号、第十一号から第十四号まで及び第十七号に掲げる資金以外のもの

47 法附則第十五条第四十五項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百三十万円以上のものとする。

48 法附則第十五条第四十六項に規定する政令で定める法人は、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）とする。

49 法附則第十五条第四十六項に規定する機械装置等で政令で定めるものは、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が三十万円以上三百三十万円以下のもの

二 器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上六百万円以下のもの

三 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が三十万円以上六百万円以下のもの

四 構築物 一の構築物の取得価額が三十万円以上二千万円以下のもの

50 法附則第十五条第四十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産で総務省令で定めるものとする。

51 法附則第十五条第四十九項に規定する償却資産で政令で定めるものは、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）の合計額が三億円以下のものとする。

附則第十五条第一項第十七号中「第十九項」を「第十八項」に改める。

附則第十六条の二の十一第二項の表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項及び「、第七条の三第一項」を削り、「、第七条の三の四第二項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同条第四項の表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六

条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の二の二第二項」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削り、「、第四十六条の四第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

附則第十六条の三第三項の表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の二の二第二項」及び「、第七条の三第一項」を削り、「、第七条の三の四第二項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同条第六項の表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六條の四第二項及び「、第四十六條の四第二項」を「第四十六條の四第二項」に改める。

附則第十七条第一項中「又は第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項」に改め、「順次」の下に「同項又は」を加え、「又は第三十三条の四第一項」を「若しくは第三十三

条の四第一項」に改め、同条第二項の表法第四十五条の二第一項第一号の項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の二の二第二項」及び「、第七条の三第一項」を削り、「、第七条の三の四第二項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同条第三項中「又は第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項」に改め、「順次」の下に「同項又は」を加え、「又は第三十三条の四第一項」を「若しくは第三十三条の四第一項」に改め、同条第四項の表法第三百十七条の二第一項第一号の項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の二の二第二項」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削り、「、第四十六条の四第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

附則第十七条の二第一項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二

項第十三号若しくは第十四号」に、「第三十一条の二第二項第十二号ロ」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、「若しくは認可」を削り、「第二十条の二第二十四項の」を「第二十条の二第二十三項の」に改め、同項第一号中「第二十条の二第二十四項第一号から第四号まで」を「第二十条の二第二十三項第一号から第三号まで」に改め、同条第二項中「第二十条の二第二十四項第一号から第三号まで」を「第二十条の二第二十三項第一号又は第二号」に改め、「同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつては」を削り、「同令第二十条の二第二十五項」を「租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項」に改め、同条第三項中「第二十条の二第二十六項」を「第二十条の二第二十五項」に改め、同条第四項中「第二十条の二第二十七項」を「第二十条の二第二十六項」に改める。

附則第十七条の二の二第一項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

附則第十七条の三第三項中「第三十四条第十二項」を「第三十四条第十一項」に改め、同条第四項の表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二

二第二項」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削り、「、第四十六条の四第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

附則第十八条の五第十項第四号及び第十一项第四号中「第七条の二第二項、」及び「、第七条の三第一項」を削り、同条第二十二項第五号及び第二十四項第五号中「第四十六条の二第二項、」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削る。

附則第十八条の六第一項第一号中「同条第一項」を「同項」に改め、同条第十五項第四号及び第八号中「第七条の二第二項、」及び「、第七条の三第一項」を削り、同条第三十一項第五号及び第十一号中「第四十条の二第二項、」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削る。

附則第十八条の六の三第三項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加え、「附則第三十五条の三の二第一項」を「、法附則第三十五条の三の二第一項」に、「附則第三十五条の三の三第一項」を「、法附則第三十五条の三の三第一項」に改め、「よる」との下に「、（法附則第三十五条の三の二第一項」とあるのは「（同条第一項」とを加え、同条第五項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加える。

附則第十八条の七第三項の表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号口の項中「第七条の二の二第二項」及び「第七条の三第一項」を削り、「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同条第六項の表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項中「第四十六条の二の二第二項」及び「第四十六条の二の三第一項」を削り、「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の二第二項、」及び「第七条の三第一項」を削り、同条第十五項第五号中「第四十六条の二第二項、」及び「第四十六条の二の三第一項」を削る。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第二十五項及び第二十六項」を「附則第十一条第二十三項及び第二十四項」に改める。

附則第二十七条の三第二項及び第五項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十

一条の二第二項第十三号若しくは第十四号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十九条の九の二第一項及び第五十三条の二第一項の改正規定 令和二年十月一日
- 二 第七条の二、第七条の二の二、第七条の十三の四、第七条の十五から第七条の十五の五まで、第七条の十五の八及び第七条の十五の九の改正規定、第七条の十五の十の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、第七条の十五の十一から第七条の十五の十三までの改正規定、第七条の十五の十四の改正規定（同条第三号に係る部分を除く。）、第七条の十六の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十六条の二、第四十六条の二の二及び第四十八条の七の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の二、第三条の二の二第一項及び第十条第四項の改正規定、附則第十六条の二の十一の改正規定（同条第二項の表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項

並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号口の項中「、第七条の三第一項」を削る部分及び同条第四項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項中「、第四十六条の二の三第一項」を削る部分を除く。）、附則第十六条の三の改正規定（同条第三項の表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号口の項中「、第七条の三第一項」を削る部分及び同条第六項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項中「、第四十六条の二の三第一項」を削る部分を除く。）、附則第十七条の改正規定（同条第一項及び第二項の表法第四十五条の二第一項第一号の項に係る部分、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号口の項中「、第七条の三第一項」を削る部分、同条第三項及び第四項の表法第三百七条の二第一項第一号の項に係る部分並びに同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項中「、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の二の二第二項」を削る部分を除く。）、附則第十七条の三の改正規定（同条第四項の表第七条の二の二第二

項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「
、第七条の三第一項」を削る部分及び同条第八項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三
第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「、第四十六
条の二の三第一項」を削る部分を除く。）、附則第十八条の改正規定（同条第四項の表第七条の二の二第
二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中
「、第七条の三第一項」を削る部分及び同条第八項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の
三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「、第四十六
条の二の三第一項」を削る部分を除く。）、附則第十八条の五の改正規定（同条第十項第四号及び第十
一項第四号中「第七条の二第二項、」を削る部分並びに同条第二十二項第五号及び第二十四項第五号中
「第四十六条の二第二項、」を削る部分に限る。）、附則第十八条の六の改正規定（同条第十五項第四
号及び第八号中「第七条の二第二項、」を削る部分並びに同条第三十一項第五号及び第十一号中「第四
十六条の二第二項、」を削る部分に限る。）、附則第十八条の七の改正規定（同条第三項の表第七条の
二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号

ロの項中「、第七条の三第一項」を削る部分及び同条第六項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項中「、第四十六条の二の三第一項」を削る部分を除く。）並びに附則第十八条の七の二の改正規定（同条第七項第四号中「第七条の二第二項、」を削る部分及び同条第十五項第五号中「第四十六条の二第二項、」を削る部分に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第七条、第十二条（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第二条の四第二項の表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号口の項中「、第七条の三第一項」を削る改正規定、同条第四項の表第七条の二の二第二項、第七号の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号口の項中「、第七条の三第一項」を削る改正規定、同条第六項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項中「、第四十六条の二の三第一項」を削る改正規定及び同条第八項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項中「、

第四十六条の二の三第一項」を削る改正規定を除く。）及び第十三条の規定 令和三年一月一日

三 第五十七条の二及び第五十七条の五の二の改正規定並びに附則第九条、第十四条及び第十九条の規定

令和三年十月一日

四 第五十四条の二十第二号及び第五十六条の二十九第二号の改正規定 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五 附則第七条第二十三項第一号の改正規定（「第百九条の六第二項第五号」を「第百九条の十五第二項第五号」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定（「第八十一条第十項」を「第八十一条第十五項」に改める部分に限る。）、附則第十一条第四十七項の改正規定（「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改める部分に限る。

）及び同条に七項を加える改正規定（第五十項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

六 附則第十一条に七項を加える改正規定（第五十一項に係る部分に限る。）、特定高度情報通信技術活

用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

七 第七条の十五の十第二号、第七条の十五の十四第三号、第十一条の二及び第三十九条の十の改正規定

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日

八 附則第十七条の改正規定（同条第一項、第二項の表法第四十五条の二第一項第一号の項、第三項及び

第四項の表法第三百十七条の二第一項第一号の項に係る部分に限る。） 土地基本法等の一部を改正す

る法律（令和二年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月

一日

（還付加算金に関する経過措置）

第二条 この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）附則第三条の二第一項及び第二

項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する還付加算金について適用し、同日

前の期間に対応する還付加算金については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 新令第七条の十三の四の規定は、令和二年四月一日以後の災害又は盗難若しくは横領により生ずる

地方税法第三十四条第一項第一号に規定する損失の金額について適用し、同日前の災害又は盗難若しくは横領により生じた同号に規定する損失の金額については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条 新令第二十条の二の十六、第二十一条の四及び第二十二条第七号の規定は、この政令の施行の日（附則第六条において「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

（地方消費税に関する経過措置）

第五条 新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、令和二年三月から五月までの期間以後の新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間（次項から第十項までにおいて「徴収取扱費算定期間」という。）に係る徴収取扱費（地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払について適用し、令和元年十二月から令和二年二月までの期間以前のこの政令による改正前の地方税法施行令（次条第二項において「旧令」という。）第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費の支払については、なお従前

の例による。この場合において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条 の十七第一 項</p>	<p>第七十二条の百三第三項</p>	<p>第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）</p>
------------------------------	--------------------	---

	<p>附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項</p>
<p>第七十二条の百四</p>	<p>第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によるこ</p>

<p>同条第三項</p>	<p>ととされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四</p>
<p>第七十二条の百五第二項</p>	<p>法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項</p>
<p>第七十二条の百五第二項</p>	<p>第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四第三項</p>

	<p>第三十五条 の十七第二 項</p>
	<p>第七十二条の百四</p>
<p>第七十二条の百三第三項</p>	
<p>よることとされた旧地方税法第七十二条の 百五第二項及び地方税法等改正法附則第八 条の規定によりなお従前の例によることと された元年旧地方税法第七十二条の百五第 二項</p>	<p>第七十二条の百四、地方税法等改正法附則 第二条の規定によりなお従前の例によるこ ととされた旧地方税法第七十二条の百四及 び地方税法等改正法附則第八条の規定によ りなお従前の例によることとされた元年旧 地方税法第七十二条の百四</p> <p>第七十二条の百三第三項、地方税法等改正 法附則第二条の規定によりなお従前の例に</p>

附則第六条		
附則第九条の六第三項	第七十二条の百五第二項	
附則第九条の六第三項、地方税法等改正法	<p>二項</p> <p>された元年旧地方税法第七十二条の百五第 条の規定によりなお従前の例によることと された元年旧地方税法第七十二条の百五第 百五第二項及び地方税法等改正法附則第八 条の規定によりなお従前の例によることと された元年旧地方税法第七十二条の百五第 二項</p>	<p>三項</p> <p>よることとされた旧地方税法第七十二条の 百三第三項及び地方税法等改正法附則第八 条の規定によりなお従前の例によることと された元年旧地方税法第七十二条の百三第 三項</p>

<p>附則第九条の七</p>	<p>附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項</p>
<p>同条</p>	<p>附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七</p>

<p>項 の十一第二 附則第六條</p>		
<p>附則第九條の七</p>	<p>附則第九條の八第二項</p>	
<p>附則第九條の七、地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の七及び地</p>	<p>附則第九條の八第二項、地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の八第二項及び地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九條の八第二項</p>	<p>ととされた旧地方税法附則第九條の七及び地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九條の七</p>

<p>附則第九条の六第三項</p>	
<p>附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項</p>	<p>方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七</p>
<p>附則第九条の八第二項</p>	<p>附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の</p>

	規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の八第二項
--	---------------------------------------

2 令和二年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十

五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の十七第一 項	(以下この条 、当該各徴収取扱費算定期間内	(次項 、令和二年三月に法第七十二条の百三第三 項の規定により当該道府県に払い込むべき 貨物割として納付された額の総額（同月に 法第七十二条の百四の規定により貨物割に 係る還付金等（同条第三項に規定する還付 金等をいう。以下この条において同じ。） が還付された場合にあつては当該還付金等
---------------------	--------------------------	--

<p>（当該各徴収取扱費算定期間内 還付金等（同条第三項に規定する還付金等 をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>（同年四月及び五月 還付金等</p>
<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>二十二分の十</p>
<p>令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>二十一分の十</p>
<p></p>	<p>に相当する額を控除し、法第七十二条の百 五第二項の規定により加算されるべき額が ある場合にあつては当該加算されるべき額 を加算した額とする。）の十七分の十に相 当する額（次条において「令和二年三月の 徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇 ・六〇を乗じて得た金額と同年四月及び五 月</p>

<p>第三十五条 の十七第二 項</p>	
	<p>金額</p>
<p>令和元年十二月から令和二年二月までの徴 収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四 の規定により貨物割に係る還付金等が還付 された場合であつて、当該還付金等に相当 する額が当該徴収取扱費算定期間内に法第 七十二条の百三第三項の規定により当該道 府県に払い込むべき貨物割として納付され た額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に 法第七十二条の百五第二項の規定により加 算されるべき額がある場合にあつては、こ れを加算した額）を超えるときは、当該超 える額に相当する還付金等が同年三月に還</p>	<p>金額との合計額</p>

<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取</p>	
<p>同年四月及び五月</p>	<p>付されたものとみなし、同月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四</p>

<p>項 の十一第一 附則第六條</p>		<p>第三十五條 の十八</p>	
<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(以下この條)</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>扱費算定期間内 当該徴収取扱費算定期間内 当該徴収取扱費算定期間の次</p>
<p>、令和二年三月に法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に法附則第九條の七の規定により譲渡割に係る還付金等(同條に規定する還付金等をいう。以下この條において同じ。))が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する</p>	<p>(次項)</p>	<p>令和二年三月の徴収取扱費基礎額及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>同年四月及び五月 同年六月から八月まで</p>

	<p>額を控除し、法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「令和二年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・六〇を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>
<p>（当該各徴収取扱費算定期間内 還付金等（同条に規定する還付金等をいう 。以下この条において同じ。）</p>	<p>（同年四月及び五月 還付金等</p>
<p>二十二分の十</p>	<p>二十一分の十</p>
<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>
<p>金額</p>	<p>金額との合計額</p>

附則第六條
の十一第二
項

法附則第九條の七

令和元年十二月から令和二年二月までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九條の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九條の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法附則第九條の七

<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>同年四月及び五月</p>	<p>の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七</p>

	当該徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月
	当該徴収取扱費算定期間の次	同年六月から八月まで
附則第六条 の十二	徴収取扱費基礎額	令和二年三月の徴収取扱費基礎額及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額

3

地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和二年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段 の規定によ り読み替え	各期間（以下この条 、当該各徴収取扱費算定期間内	各期間（次項 、令和二年三月に法第七十二条の百三第三 項、社会保障の安定財源の確保等を図る税
-------------------------	-----------------------------	--

て適用され
る新令第三
十五条の十
七第一項

制の抜本的な改革を行うための地方税法及
び地方交付税法の一部を改正する法律（平
成二十四年法律第六十九号。以下この条及
び附則第六条の十一において「地方税法等
改正法」という。）附則第二条の規定によ
りなお従前の例によることとされた地方税
法等改正法第一条の規定による改正前の地
方税法（以下この条及び附則第六条の十一
において「旧地方税法」という。）第七十
二条の百三第三項及び地方税法等改正法附
則第八条の規定によりなお従前の例による
こととされた地方税法等改正法第二条の規
定による改正前の地方税法（以下この条及

び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた

旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。

）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定に

<p>地方税法等改正法第一条の規定による改正</p>	<p>法」という。） 則第六条の十一において「地方税法等改正 十四年法律第六十九号。以下この条及び附 方交付税法の一部を改正する法律（平成二 抜本的な改革を行うための地方税法及び地 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の</p>	
<p>旧地方税法</p>	<p>地方税法等改正法</p>	<p>より加算されるべき額がある場合にあつて は当該加算されるべき額を加算した額とす る。）の十七分の十に相当する額（次条に おいて「令和二年三月の徴収取扱費基礎額 」という。）に百分の〇・六〇を乗じて得 た金額と同年四月及び五月</p>

<p>前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）</p> <p>地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）</p>	<p>元年旧地方税法</p>
<p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p> <p>還付金等（法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十</p>	<p>（同年四月及び五月</p> <p>還付金等</p>

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項</p>	
<p>法第七十二条の百四、</p>	<p>二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>二十二分の十</p> <p>徴収取扱費基礎額</p> <p>金額</p>
<p>、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金</p>	<p>令和元年十二月から令和二年二月までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四、</p> <p>令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p> <p>金額との合計額</p> <p>二十一分の十</p>

等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十条の例によることとされた旧地方税法第七十条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によること

とされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年

旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従

<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>前例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四、</p> <p>同年四月及び五月</p> <p>同年四月及び五月</p>

	<p>当該徴収取扱費算定期間の次</p>	<p>同年六月から八月まで</p>
<p>新令第三十条 五条の十八</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>令和二年三月の徴収取扱費基礎額及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>
<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第一項</p>	<p>(以下この条 、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(次項 、令和二年三月に法附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に法附則第九条の七、地方税</p>

法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等（法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された

場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の十七分の十に相当する額(次条において「令和二年三月の徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・六〇を乗じて得た金額と同年四月及び

金額	徴収取扱費基礎額	二十二分の十	じ。 ） る還付金等をいう。以下この条において同 た元年旧地方税法附則第九条の七に規定す 規定によりなお従前の例によることとされ 条の七及び地方税法等改正法附則第八条の 例によることとされた旧地方税法附則第九 改正法附則第二条の規定によりなお従前の 還付金等（法附則第九条の七、地方税法等 （当該各徴収取扱費算定期間内	還付金等	五月
金額との合計額	令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	二十一分の十		還付金等 （同年四月及び五月	

第一項後段
の規定によ
り読み替え
て適用され
る新令附則
第六条の十
一第二項

法附則第九条の七、

令和元年十二月から令和二年二月までの徴
収取扱費算定期間内に法附則第九条の七、
地方税法等改正法附則第二条の規定により
なお従前の例によることとされた旧地方税
法附則第九条の七及び地方税法等改正法附
則第八条の規定によりなお従前の例による
こととされた元年旧地方税法附則第九条の
七の規定により譲渡割に係る還付金等が還
付された場合であつて、当該還付金等に相
当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法
附則第九条の六第三項、地方税法等改正法
附則第二条の規定によりなお従前の例によ
ることとされた旧地方税法附則第九条の六

第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算

した額) を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方

税法附則第九条の六第三項及び地方税法等
改正法附則第八条の規定によりなお従前の
例によることとされた元年旧地方税法附則
第九条の六第三項の規定により当該道府県
に払い込むべき譲渡割として納付された額
の総額（同月に法附則第九条の八第二項、
地方税法等改正法附則第二条の規定により
なお従前の例によることとされた旧地方税
法附則第九条の八第二項及び地方税法等改
正法附則第八条の規定によりなお従前の例
によることとされた元年旧地方税法附則第
九条の八第二項の規定により加算されるべ
き額がある場合にあつては、これを加算し

新令附則第 六条の十二	徴収取扱費基礎額	令和二年三月の徴収取扱費基礎額及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
当該徴収取扱費算定期間の次	当該徴収取扱費算定期間内	同年六月から八月まで
当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月
当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月 た額) を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七、

4 令和二年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十

五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条 の十七第一 項</p>	<p>二十二分の十</p>	<p>二十一分の十</p>
<p>第三十五条 の十七第二 項</p>	<p>法第七十二条の百四</p>	<p>令和二年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当す</p>

<p>附則第六條 の十一第二 項</p>	<p>附則第六條 の十一第一 項</p>	
<p>法附則第九條の七</p>	<p>二十二分の十</p>	<p>還付金等を還付した日の属する徴收取扱費 算定期間内</p>
<p>令和二年四月及び五月に法附則第九條の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法附則第九條</p>	<p>二十一分の十</p>	<p>徴收取扱費算定期間内 二條の百四 る還付金等が同年六月から八月までの徴収 取扱費算定期間内に還付されたものとみな し、当該徴收取扱費算定期間内に法第七十</p>

算定期間内	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費	<p>の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七</p> <p>徴収取扱費算定期間内</p>

改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和二年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項後段 の規定によ り読み替え て適用され る新令第三 十五条の十 七第一項</p>	<p>二十二分の十</p>	<p>二十一分の十</p>
<p>第一項後段</p>	<p>法第七十二条の百四、</p>	<p>令和二年四月及び五月に法第七十二条の百</p>

の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項

四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることと

された元年旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月

<p>第一項後段</p>	<p>第一項 第六条の十</p>	
<p>法附則第九条の七、</p>	<p>第一項</p>	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>
<p>令和二年四月及び五月に法附則第九条の七</p>	<p>第一項</p>	<p>徴収取扱費算定期間内 までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四、</p>

の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項

、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年

旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算

	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費 算定期間内</p>	<p>定期間内に還付されたものとみなし、当該 徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七 、 徴収取扱費算定期間内</p>
--	--------------------------------------	---

6 令和二年九月から十一月までの期間及び同年十二月から令和三年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
、第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「二十一分の十」とする。

7 令和三年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の

表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条	(以下この条	(次項
の十七第一	、当該各徴収取扱費算定期間内	、令和三年三月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の二十一分の十に

<p>第三十五条 の十七第二 項</p>					
<p>法第七十二条の百四</p>	<p>金額</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当</p>	<p>金額との合計額</p>	<p>令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>還付金等</p>	<p>（同年四月及び五月</p>	<p>相当する額（次条において「令和三年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・六五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>

する額が当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込

<p>第三十五条 の十八</p>				
<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間の次</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>令和三年三月の徴収取扱費基礎額及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>同年六月から八月まで</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四</p>

<p>附則第六条 の十一第一 項</p>	<p>(以下この条 、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(次項 、令和三年三月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等(同条に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。)が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の二十一分の十に相当する額(次条において「令和三年三月の徴収取扱費</p>
------------------------------	----------------------------------	---

		<p>基礎額」という。)に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p> <p>(同年四月及び五月</p> <p>還付金等</p>
<p>附則第六条の十一第二項</p>	<p>法附則第九条の七</p> <p>金額</p> <p>徴収取扱費基礎額</p> <p>。以下この条において同じ。</p> <p>還付金等(同条に規定する還付金等をいう</p> <p>(当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>金額との合計額</p> <p>令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p> <p>令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県</p>

に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に法附則第九条の八第二項の規定により加算され

附則第六条 の十二	徴収取扱費基礎額	令和三年三月の徴収取扱費基礎額及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
当該徴収取扱費算定期間の次	同	同年六月から八月まで
当該徴収取扱費算定期間内	同	同年四月及び五月
当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	同	同年四月及び五月 月に法附則第九条の七
		るべき額がある場合にあつては、これを加算した額) を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七

8 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等

改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合

における令和三年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段	各期間（以下この条	各期間（次項
<p>の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七及び新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、</p>	<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>、令和三年三月に法第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税</p>

法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によるこ

ととされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金

等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の二十一分の十に相当する額（次条において「令和三年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・六五を乗じて得た金額と同年四月及び五月

<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）</p>	<p>地方税法等改正法</p>
<p>地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）</p>	<p>旧地方税法</p>
<p>地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）</p>	<p>元年旧地方税法</p>

第一項後段の規定によ	<p>(当該各徴収取扱費算定期間内)</p> <p>還付金等(法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。)</p>			<p>(同年四月及び五月)</p> <p>還付金等</p>		
	金額	徴収取扱費基礎額	金額との合計額	令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四	

り読み替え
て適用され
る新令第三
十五条の十
七第二項

、地方税法等改正法附則第二条の規定によ
りなお従前の例によることとされた旧地方
税法第七十二条の百四及び地方税法等改正
法附則第八条の規定によりなお従前の例に
よることとされた元年旧地方税法七十二
条の百四の規定により貨物割に係る還付金
等が還付された場合であつて、当該還付金
等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間
内に法第七十二条の百三第三項、地方税法
等改正法附則第二条の規定によりなお従前
の例によることとされた旧地方税法第七十
二条の百三第三項及び地方税法等改正法附
則第八条の規定によりなお従前の例による

こととされた元年旧地方税法第七十二条の
百三第三項の規定により当該道府県に払い
込むべき貨物割として納付された額の総額
（当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二
条の百五第二項、地方税法等改正法附則第
二条の規定によりなお従前の例によること
とされた旧地方税法第七十二条の百五第二
項及び地方税法等改正法附則第八条の規定
によりなお従前の例によることとされた元
年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規
定により加算されるべき額がある場合に
あつては、これを加算した額）を超えるとき
は、当該超える額に相当する還付金等が同

年三月に還付されたものとみなし、同月に法第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則

第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用され</p>	<p>新令第三十条の十八</p>	
<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p> <p>当該徴収取扱費算定期間内</p> <p>当該徴収取扱費算定期間の次</p>
<p>、令和三年三月に法附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方</p>	<p>令和三年三月の徴収取扱費基礎額及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四、</p> <p>同年四月及び五月</p> <p>同年四月及び五月</p> <p>同年六月から八月まで</p>

る新令附則

第六条の十

一 第一項

税法附則第九条の六第三項及び地方税法等
改正法附則第八条の規定によりなお従前の
例によることとされた元年旧地方税法附則
第九条の六第三項の規定により当該道府県
に払い込むべき譲渡割として納付された額
の総額（同月に法附則第九条の七、地方税
法等改正法附則第二条の規定によりなお従
前の例によることとされた旧地方税法附則
第九条の七及び地方税法等改正法附則第八
条の規定によりなお従前の例によることと
された元年旧地方税法附則第九条の七の規
定により譲渡割に係る還付金等（法附則第
九条の七、地方税法等改正法附則第二条の

規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。

以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条

	<p>の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の二十一分の十に相当する額(次条において「令和三年三月の徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>
<p>(当該各徴収取扱費算定期間内 還付金等(法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされ</p>	<p>(同年四月及び五月 還付金等</p>

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項</p>	
<p>法附則第九条の七、</p>	<p>た元年旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>徴収取扱費基礎額</p> <p>金額</p>
<p>七の規定により譲渡割に係る還付金等が還</p> <p>こととされた元年旧地方税法附則第九条の</p> <p>則第八条の規定によりなお従前の例による</p> <p>法附則第九条の七及び地方税法等改正法附</p> <p>なお従前の例によることとされた旧地方税</p> <p>地方税法等改正法附則第二条の規定により</p> <p>収取扱費算定期間内に法附則第九条の七、</p> <p>令和二年十二月から令和三年二月までの徴</p> <p>金額との合計額</p>	<p>令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p> <p>金額との合計額</p>

付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方

税法附則第九条の八第二項及び地方税法等
改正法附則第八条の規定によりなお従前の
例によることとされた元年旧地方税法附則
第九条の八第二項の規定により加算される
べき額がある場合にあつては、これを加算
した額）を超えるときは、当該超える額に
相当する還付金等が同年三月に還付された
ものとみなし、同月に法附則第九条の七、
地方税法等改正法附則第二条の規定により
なお従前の例によることとされた旧地方税
法附則第九条の七及び地方税法等改正法附
則第八条の規定によりなお従前の例による
こととされた元年旧地方税法附則第九条の

七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税

<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>同年四月及び五月</p>
<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>同年四月及び五月</p>
<p>当該徴収取扱費算定期間の次</p>	<p>法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超過るときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七、</p>

新令附則第 六条の十二	徴収取扱費基礎額	令和三年三月の徴収取扱費基礎額及び令和 三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
----------------	----------	--

9 令和三年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十
 五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の
 表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の十七第二 項	法第七十二条の百四	令和三年四月及び五月に法第七十二条の百 四の規定により貨物割に係る還付金等が還 付された場合であつて、当該還付金等に相 当する額が同年四月及び五月に法七十二 条の百三第三項の規定により当該道府県に 払い込むべき貨物割として納付された額の 総額（同年四月及び五月に法七十二条の 百五第二項の規定により加算されるべき額
---------------------	-----------	--

<p>附則第六条 の十一第二 項</p>	
<p>法附則第九条の七</p>	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費 算定期間内</p>
<p>令和三年四月及び五月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い</p>	<p>徴収取扱費算定期間内</p> <p>がある場合にあつては、これを加算した額（）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十条の百四</p>

10 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合

	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>徴収取扱費算定期間内</p> <p>七</p> <p>込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の</p>
--	---------------------------------	--

における令和三年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項</p>	<p>法第七十二条の百四、</p>	<p>令和三年四月及び五月に法第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法</p>
---	-------------------	--

第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前

<p>第一項後段の規定により読み替え</p>	
<p>法附則第九条の七、</p>	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>
<p>令和三年四月及び五月に法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方</p>	<p>徴収取扱費算定期間内</p> <p>の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四、</p>

て適用され
る新令附則
第六条の十
一第二項

税法附則第九条の七及び地方税法等改正法
附則第八条の規定によりなお従前の例によ
ることとされた元年旧地方税法附則第九条
の七の規定により譲渡割に係る還付金等が
還付された場合であつて、当該還付金等に
相当する額が同年四月及び五月に法附則第
九条の六第三項、地方税法等改正法附則第
二条の規定によりなお従前の例によること
とされた旧地方税法附則第九条の六第三項
及び地方税法等改正法附則第八条の規定に
よりなお従前の例によることとされた元年
旧地方税法附則第九条の六第三項の規定に
より当該道府県に払い込むべき譲渡割とし

て納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七

	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費 算定期間内	徴収取扱費算定期間内
--	------------------------------	------------

(軽油引取税に関する経過措置)

第六条 新令附則第十条の二の二第七項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 施行日前に地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）附則第十二条の二の七第二項において準用する旧法第四百四十四条の二第一項又は第二項の規定により交付を受けた免税証又は免税軽油使用者証（旧令附則第十条の二の二第七項の表電気供給業の項上欄に掲げる事業を営む者について同項下欄に掲げる用途に係るものに限る。）に係る旧令附則第十条の二の二第八項において準用する旧令第四十三条の十五第四項又は第十項に規定する有効期間が施行日以後に満了する場合には、これらの規定にかかわらず、当該有効期間は令和二年三月三十一日に満了したものとみなす。

(市町村民税に関する経過措置)

第七条 新令第四十八条の七第一項において準用する新令第七条の十三の四の規定は、令和二年四月一日以後の災害又は盗難若しくは横領により生ずる地方税法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額について適用し、同日前の災害又は盗難若しくは横領により生じた同号に規定する損失の金額については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第八条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第三項並びに第五十六条の八十九の規定は、令和二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(特定徴収金に関する経過措置)

第九条 新令第五十七条の五の二(第三号から第五号までに係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に納入される地方税法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金について適用する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第十条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二百十条の十中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に改める。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和三十

七年政令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第三十五条中「第七十二条の十二第一号イ」を「第七十二条の十二第一号」に、「同号ロ」を「同条第二号」に改める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項の表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及

び第二項第二号口の項中「第七条の二の二第二項」及び「第七条の三第一項」を削り、「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同条第四項の表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号口の項中「第七条の二の二第二項」及び「第七条の三第一項」を削り、「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同条第六項の表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項中「第四十六条の二の二第二項」及び「第四十六条の二の三第一項」を削り、「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項の項中「第四十六条の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第八項の表第四十六条の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号口の項中「第四十六条の二の二第二項」及び「第四十六条の二の三第一項」を削り、「第四十六条の二の二第二項」に改める。

(保険業法施行令の一部改正)

第十三条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第八項」を「第七項」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）

第十四条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「同条第三号」を「同条第六号」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十五条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条及び第十一条中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等

」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ」を「元年経過措置対象課税仕入れ」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ」を「(元年経過措置対象課税仕入れ)」に改める。

(所得税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十六条 所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三十条のうち地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第五十四号)附則第九条に一項を加える改正規定中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第三十一条のうち地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十六号)附則第十条の改正規定中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ」を「(元年経過措置対象課税仕入れ)」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れと」を「元年経過措置対象課税仕入れと」に、「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

(法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十七条 法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条のうち地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）附則第十一條の改正規定中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ」を「元年経過措置対象課税仕入れ」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れと」を「元年経過措置対象課税仕入れと」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十八条 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行令附則第四条及び第四条の二の改正規定を削り、同令附則第十八条の五の改正規定中「、同条第十二項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め」及び「改め、同条第二十六項の表法第三百十七條の二第一項第八号の項中「第三百十七條の二第一項第九号」に」を削り、同令

附則第十八条の六の改正規定中「、同条第十六項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め」及び「改め、同条第三十三項の表法第三百七条の二第一項第八号の項中「第三百七条の二第一項第八号」を「第三百七条の二第一項第九号」に」を削り、同令附則第十八条の七の二の改正規定中「、同条第八項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め」及び「改め、同条第十七項の表法第三百七条の二第一項第八号の項中「第三百七条の二第一項第八号」を「第三百七条の二第一項第九号」に」を削る。

附則第一条第五号を次のように改める。

五 削除

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令(平成三十一年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「同条第三号」を「同条第六号」に改める。

理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、地方消費税の徴収取扱費及び特定徴収金に係る地方税について所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。